

災 害 事 例

積載型移動式クレーン が転倒し、運転士が荷 台と型枠にはさまれる

業 種 建設業
被 害 重傷 1名（クレーン運転士）

▶災害発生状況◀

個人住宅建設現場において、積載型移動式クレーンで鉄筋をつり上げ旋回中に過荷重となり、移動式クレーンが転倒し、クレーン運転士が荷台と型枠にはさまれた。

現場は、鉄筋コンクリート3階建個人住宅の建築工事で、敷地全体が深さ1.7メートルに掘削が完了し、コンクリートが打設された状態で、掘削部分全面に足場が組まれ、足場板が敷設されていた。

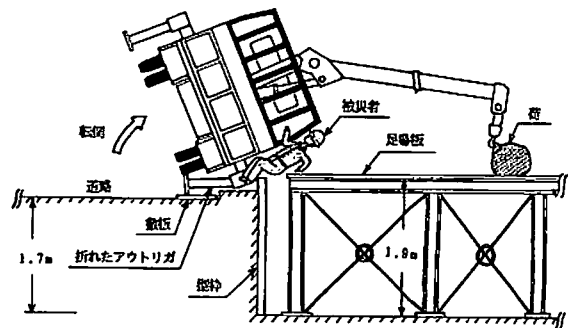
当日は、本社工場で加工された鉄筋を現場に搬入、それを足場上に仮置きし、鉄筋工が床部分の配筋をする作業であった。

被災者は、積載型移動式クレーン（つり上げ荷重2.2トン）の荷台に約3トンの鉄筋を積込み、午前8時に現場に到着すると、東側道路上に停車、敷板を敷き、アウトリガを張り出し、本人が荷台にのぼり、クレーンのフックを荷台上の鉄筋（荷はすべて工場で結束されたもので、玉掛用ワイヤーをかけたままの状態トラックに積込まれ、結束された量は一定ではない）を結束したワイヤーにかけ、荷台より降りて荷台右側にあるレバーを操作して荷をつり上げ、足場上に卸すと配筋工がフックをはずす、この作業の3回目、鉄筋1.3トンにフックをかけ、荷を2メートルの高さまでつり上げた。そのとき、荷台上の他の荷に引っかかったのでかなり荷振れをしていたが、被災者はそのままジブを足場側に旋回させたところ、荷の振れが更に大きくなり、移動式クレーンは工事現場側に傾き横転

し、被災者は掘削部分のコンクリート型枠支保工と移動式クレーン荷台との間に左足をはさまれ、左下腿部を骨折した。

▶災害発生原因◀

1. 荷をつり上げたとき、荷が振れているにもかかわらず旋回させたことにより、作業半径が大きくなり、過荷重の状態になったこと。
2. 鉄筋を工場で荷拵えし、トラックに積込むとき、現場のクレーンの能力を考えずに、それぞれの重量は、まちまちの状態に結束したこと。
3. 被災者は運転・玉掛ともに有資格者であるにもかかわらず、作業方法を誤ったこと。



▶災害防止対策◀

1. 現場での荷卸しに使用するクレーン等の能力を勘案した重量で荷を結束すること。
2. 移動式クレーンの運転操作については、つり上げた荷が静止したのち旋回等させること。
3. 以上のことから、当該事業場の工場作業員、移動式クレーン運転士も含めたクレーン等についての、機能、作業方法等の安全教育を実施すること。
4. 作業を指揮する元請は、クレーン作業を行う場所、条件に基づいた作業計画を立て、確実な指示を行い、励行させること。ジブの傾斜角・作業半径等から当該荷の重量では荷が振れなければ過荷重にならなかった。

災害発生時の作業半径、ジブの傾斜角から判断すると定格荷重は1.52トンで、つり荷1.3トンでは十分許容できる荷重であった。